

下水道事業経営戦略の概略

1. これまでの経緯

経営戦略は、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営計画であり、平成26年8月29日付け総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、各地方公共団体に策定が要請された。

当市下水道事業も、人口減少などにより、今後一層厳しい経営環境に置かれることは想像に難しくなく、そうした中、市民生活に不可欠な下水道サービスを安定的に提供していくためには、中長期的な視点から計画的な経営を行うことが必要である。

こうしたことから、本年度、当市下水道事業においても、平成29年度から40年度を期間とする経営戦略を策定した。

2. 経営戦略の基本的考え方

経営戦略の基本的な考え方は次のとおりである。

●経営戦略の構成

経営戦略のうち、『投資・財政計画』は、将来の投資必要額を見込む「投資計画」と（投資支出も含め）計画期間内の収入支出を見込む「財政計画」からなる中長期的な収支計画である。

また、『効率化・経営健全化の取組方針』は、経営の効率化、健全化に向けた具体的な取組を位置付けるものである。

●試算単位

『投資・財政計画』については、事業単位で試算を行った（公共下水道事業、個別排水処理施設事業でそれぞれ試算を実施）。

●対象期間

「投資計画」には、計画期間と試算期間を設定し、このうち前者については、平成29～40年度の12年間、後者については、平成41年度～64年度の24年間とした。また、「財政計画」は、平成29年度～40年度の1

2年間を対象期間とした。

なお、計画期間については、「投資計画」、「財政計画」とともに、4年毎に前期、中期、後期に区分した。

●計画の見直し及び更新

「投資計画」、「財政計画」とともに、前期4年間の終了年度に、次年度以降12年間の見直し、更新を行うこととした。

3. 投資・財政計画について

(1) 投資計画

計画期間については、平成29年度～40年度の12年間に見込まれる事業を試算した。また、試算期間については、耐用年数などを基に、将来の事業規模を試算した。

●計画期間について

公共下水道事業については、期間中の12年間で総額63.33億円（年度平均5.28億円）の事業を見込んだ。

個別排水処理施設事業については、期間中の12年間で総額2.55億円（年度平均0.21億円）の事業を見込んだ。

●試算期間について

公共下水道事業のうち、管渠分については、複数のシナリオに基づき期間中の投資額を試算し、管渠の健全性、投資の実現性を検討した。

また、処理場分については、法定耐用年数に基づく更新期、年間投資額の平準化、設備系統の優先順位などから、期間中の投資額を試算した。

個別排水処理施設事業については、法定耐用年数と実耐用年数に基づき、期間中の事業費を試算し、投資の実現性を検討した。

(2) 財政計画

公共下水道事業、個別排水処理施設事業ともに、収益的収支、資本的収支に分けて試算を行った。

このうち、収益的収支については、両事業とも、期間を通じて損失が生じることは無いものと見込まれた。

しかし、資本的収支については、公共下水道事業で、平成33年度以降、補填財源の不足が生じ、平成40年度までの累積不足額は11.75億円に上る見込みであるため、早期に対策を講じる必要がある。

4. 効率化・経営健全化の取組方針について

●使用料の改定について

平成28年度より、戦略の見直し、更新に併せて、一定のルールに基づき、4年毎に使用料の改定作業を行うこととした。

初回となる本年度は、平成30～33年度を対象に、使用料改定の必要性を検証したが、平成33年度に補填財源の不足が生じ、さらに次年度以降も不足額は拡大するため、使用料を引き上げざるを得ないものと判断した。

このため、市では、本年12月以降、登別市下水道事業運営審議会への諮問、市議会及び利用者である市民の皆様への情報提供等に取り組む予定である。

●中登別町の下水道の取扱いについて

中登別町の下水道計画区域については、国庫補助金の削減や市の財政状況の厳しさなどから、現在まで事業未着手の状況にある。このため、市では、本年度、居住者の意見も踏まえ、同地区の汚水処理のあり方を検討してきた。

その結果、平成28年12月1日より、同地区で個別排水処理施設事業を実施することとした。

●雨水管渠整備計画の策定について

雨水管渠の整備は、汚水管渠の改築更新とともに、今後の投資事業の中心となり、その投資規模は将来の経営に大きな影響を与える。

このため、本年度、市では、下水道事業の経営や市の財政運営の安定性を堅持しつつ、雨水管渠の整備を進めるため、「雨水管渠整備計画」を策定した。

今後は、同計画に基づき、経営の安定に配慮しながら、雨水管渠の整備を着実に進めていくこととなる。

●汚水処理原価の低減について

当市公共下水道事業の汚水処理原価は、全国と同規模自治体、道内の地方公営企業法適用20市の平均に比べて高い状況にある。

このため、汚水処理原価増嵩の原因分析、低減方策の検討を行い、具体的な対策に繋げるべく取組を進めることとした。

●使用料徴収体制の拡充について

公法上の債権である公共下水道使用料は、地方自治法に基づく強制徴収が可能であるが、現在は水道料金とともに市水道事業で徴収活動を行っているため、財産差押え等の強制徴収は行っていない。

このため、一部の公共下水道使用料債権について、市税等とともに滞納処分の対象とする仕組みを構築することを目指し、検討を進めることとした。